

（速度計）

**第226条** 速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 速度がkm/hで表示されないもの

ロ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

ハ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

ニ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 平成18年12月31日までに製作された自動車にあつては、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/90) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

ロ 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあつては、イの規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する

軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- (2) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- 2 次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項第1号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準じる性能を有する速度計
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準じる性能を有する速度計
- 3 走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
  - 二 走行距離計が表示する距離の距離は6桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては5桁）以上の整数値であること。
  - 三 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。
- 4 次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計を有する自動車に

取り付けられた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計